

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
明日の社協開発会議設置要綱

1 趣 旨

この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の経営及び事業を着実に推進させるための「明日の社協開発会議」（以下「開発会議」という。）の設置及び組織・運営、その他必要な事項を定めるものとする。

2 組 織

開発会議は本会理事及び監事で構成し、開発会議内に「組織・財政部会」・「福祉サービス推進部会」・「住民参画企画部会」の三部会を設ける。

- 2 開発会議の議長及び副議長は、本会会長及び副会長3名をもってあてる。
- 3 本会理事及び監事が所属する部会は、会長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。
- 5 議長及び部会長は、それぞれ会務を総理し会を代表する。
- 6 副議長及び副部会長は、それぞれ長を補佐し、長に事故あるときはその職務を代理する。

3 所掌事務

開発会議は、次に掲げる事項、さらには本会会長から委任された事項について調査・審議し、必要な事項について会長に助言を行うものとする。

- (1) 本会の経営を円滑に推移させるための審議及び具体案の策定
- (2) 市民の期待に応える福祉サービスを提供・開発するための審議及び具体案の策定
- (3) 小地域福祉活動やボランティア活動等、住民参画による活動を促進させるための審議及び具体案の策定
- (4) その他本会事業を着実に推進させるために必要な事項

4 会 議

開発会議は議長が、部会は部会長が招集する。

- 2 いずれの会議も、構成員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の半数以上をもって決するものとし、可否同数のときは議長・部会長の決するところによる。

5 意見の聴取

開発会議は、必要があると認められるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

6 庶 務

開発会議の庶務は、本会事務局で行う。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。